

船橋市保育所等事故防止推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）及び認可外保育施設において、事故防止のための機器（以下、「補助対象機器」という。）の購入等に対する補助金（以下、「補助金」という。）を交付することにより、安全かつ安心な保育環境の確保を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）及び次の各号に定めるところによる。

- （1）保育所等 地方公共団体以外の者が運営する以下に掲げる施設または事業所
- ア 法第39条第1項に規定する保育所
 - イ 認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
 - ウ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所
 - エ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所
 - オ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所
 - カ 法第59条の2第1項の規定により届け出がされた認可外保育施設であって、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める証明書の交付を受けている施設（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設、児童福祉法施行規則第49条の2に規定する施設及び子ども・子育て支援法第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、企業主導型保育事業を行う施設を除く。）

- （2）補助対象機器 重大事故が発生しやすい睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器のうち、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。）に基づく医療機器の製造販売の承認等がな

されている等、安全性等において市長が認めたものをいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、船橋市内で保育所等を設置している事業者（以下、「補助事業者」という。）とする。ただし、1施設につき1回限りとする。

(補助対象費用)

第4条 補助金の交付の対象となる費用は、補助対象機器の購入費、リース料（機器の使用を開始する日の属する年度に係る使用分に限る。）及び導入費用のうち、市長が適當と認める費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない方の額に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

- (1) 500,000円と補助対象費用の総額を比較していずれか少ない方の額
- (2) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、市が指定する申請期間中に、市長に申請しなければならない。

- (1) 船橋市保育所等事故防止推進事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 領収書等の写し
- (3) 申請額の内訳のわかる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請するにあたって、補助対象費用の額は原則、消費税額及び地方消費税額（以下、「消費税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、次の各号いずれかに該当するときは、消費税額を含めて申請することができる。

- (1) 免税事業者、簡易課税事業者などの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕

入控除税額（補助対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）の返還が発生しない事業者。

- (2) 申告方式が個別対応方式等により全額控除とならない事業者。
- 3 申請者は、前項第2号により申請するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付可否の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、船橋市保育所等事故防止推進事業補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下、「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 2 申請者は、前項に規定する財産について、その台帳を作成して管理状況を明らかにするとともに、当該財産の内容について市長に報告しなければならない。
- 3 市長の承認を受けて財産を処分することにより申請者に収入があった場合には、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- 4 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 5 申請者のうち消費税額を補助対象費用に含めて申請した事業者は、補助事業完了後

に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（消費税仕入控除税額が0円の場合も含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第3号様式）によりすみやかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

6 申請者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え、当該収支についての証拠書類を整理し、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後、5年間保管しておかなければなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。

7 本事業による機器の導入が安全確保業務の代替となるものではなく、あくまでも安全かつ安心な保育環境の確保に資する補助的なものであることを理解し、機器を導入した場合においても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」に基づき、安全な保育環境の確保に努めること。

（交付決定の取消等）

第9条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた申請者があるときは、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年3月9日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年12月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年11月29日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

第1号様式

年　月　日

船橋市長 あて

船橋市保育所等事故防止推進事業補助金交付申請書

法人名
施設名
住 所
代表者名

船橋市保育所等事故防止推進事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申請金額 円

消費税の適用に関する事項（該当するものに☑（チェック））

① 補助金交付額の算定	
<input type="checkbox"/>	消費税額を補助対象費用に含めないで補助金交付額を算定
<input type="checkbox"/>	消費税額を補助対象費用に含めて補助金交付額を算定 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります。（返還額が0円の場合も含む。）
② ①で「消費税額を補助対象費用に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由	
<input type="checkbox"/>	免税事業者である
<input type="checkbox"/>	簡易課税事業者である
<input type="checkbox"/>	消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
<input type="checkbox"/>	その他（ ）

第2号様式

年　月　日

様

船橋市保育所等事故防止推進事業補助金交付可否決定通知書

船橋市長

印

年　月　日付申請のあった船橋市保育所等事故防止推進事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。

交付決定額　円

2 交付しません。

理由

第3号様式

年　月　日

船橋市長　あて

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

法人名
施設名
住　所
代表者氏名

年　月　日付け　　第　　号で交付決定を受けた船橋市保育所等
事故防止推進事業補助金について、船橋市保育所等事故防止推進事業補助金交付要綱第8
条第5項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 船橋市保育所等事故防止推進事業補助金交付額

金　　円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額

金　　円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資
料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。